

平成30年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月15日(採決)

平成30年 第1回 定例会 会議録

日時 平成30年3月15日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

|     |         |     |           |     |           |
|-----|---------|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 古 屋 宏 治 | 2番  | 田 辺 弘 之   | 3番  | 栗 須 信 治   |
| 4番  | 山 田 眞 士 | 5番  | 村 瀬 敬 太 郎 | 6番  | 今 長 谷 武 和 |
| 7番  | 横 山 久 義 | 8番  | 大 楠 英 志   | 9番  | 阿 部 寛 治   |
| 10番 | 松 田 國 守 | 11番 | 阿 高 紀 幸   | 12番 | 荒 牧 泰 範   |

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

|              |         |             |         |
|--------------|---------|-------------|---------|
| 町 長          | 三 浦 正   | 副 町 長       | 松 田 秀 幹 |
| 教 育 長        | 西 邦 彰   | 総 務 課 長     | 大 塚 哲 雄 |
| 財 政 課 長      | 立 花 博 友 | 会 計 課 長     | 城 戸 安 行 |
| まちづくり課長      | 三 明 祐 治 | 税 務 課 長     | 山 口 茂 幸 |
| 収 納 課 長      | 松 岡 秀 策 | 住 民 課 長     | 村 嶋 茂 則 |
| 健 康 課 長      | 浦 上 利 浩 | 福 祉 課 長     | 井 上 勝 則 |
| 産 業 観 光 課 長  | 栗 原 俊 孝 | 都 市 整 備 課 長 | 久 芳 良 行 |
| 上 下 水 道 課 長  | 八 尋 正 記 | 学 校 教 育 課 長 | 野 寄 勇   |
| こ ども 育 成 課 長 | 井 上 伸 一 | 社 会 教 育 課 長 | 岡 部 禎   |

出席した議会事務局職員

|     |         |     |       |
|-----|---------|-----|-------|
| 局 長 | 佐 伯 和 久 | 次 長 | 藤 幸 三 |
| 係 長 | 伴 秀 代   |     |       |

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は、全員出席で、開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、3月5日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、字句等の訂正及び取り消しを行っております。

ご協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

それでは、日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第12号「篠栗町企業立地促進条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する総務建設常任委員長からの報告は、会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載のとおり、閉会中の継続審査とする申出書が提出されています。

お諮りいたします。

本案を委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

議案第12号は、委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第2、議案第13号「篠栗町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。村瀬委員長。

○総務建設常任委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第13号「篠栗町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について」

本議案は、昨年10月に福岡広域都市計画地区計画の決定が告示されたことに伴い、当該区域における地区計画の目標に即した適正かつ合理的な土地利用を図り、健全かつ良好な都市環境を確保するため、本条例を制定することについて、議会の

議決を求められたものであります。

主な内容は、地区計画区域内の建築物の用途、構造及び敷地に関する制限等を規定し、それらに違反した場合の罰則規定を設けるものであります。

なお、この条例は公布の日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第14号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生常任委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第14号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、町立小中学校の校医及び町立幼稚園の嘱託医の報酬見直しに伴い、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、町立小学校の校医報酬額については、基本報酬額を13万円から16万5,000円とし、内科等検診における報酬額を受診生徒1人当たり600円から1000円に、町立幼稚園の嘱託医報酬額については、基本報酬額を6万8,000円から7万6,000円に改正するものです。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行されます。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。  
以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第15号「篠栗町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
今長谷委員長。

○文教厚生常任委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第15号「篠栗町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、地方税法等が、平成30年4月1日に改正されることに伴い、本町の賦課に関する税率等に係る所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

この改正の主な内容は、国民健康保険税の税率を医療分所得割率6.8%を6.82%に、均等割額2万2,000円を2万4,000円に、平等割額2万4,000円を2万6,200円に、後期高齢者支援金等分所得割率1.8%を2.38%に、均等割額6,000円を8,400円に、平等割額6,000円を9,200円に、介護納付金分所得割率2%を1.82%に、均等割額8,000円を8,300円に、平等割額7,000円を6,100円に改正するのが主な内容であります。

なお、本条例は、平成30年4月1日から施行され、改正後の篠栗町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、従前の例によります。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第16号「篠栗町健康広場設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設常任委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第16号「篠栗町健康広場設置条例の一部を改正する条例について」

本議案は、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、健康広場の設置及び管理に関する事項を定めることについて、本条例の一部を改正するため、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、区長に委託している健康広場の管理及び運営を町長が行うこととするものと、健康広場の名称・位置等を条例に定めることとであります。

なお、この条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第17号「篠栗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生常任委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第17号「篠栗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、高齢者の医療の確保に関する法律が、平成30年4月1日に改正されることに伴い、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、住所地特例の適用を受けて従前の住所地の被保険者とされている者が、年齢到達等により、後期高齢者医療に加入した場合は、特例の適用を引き継ぐというものであります。

なお、本条例は、平成30年4月1日から施行されます。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第18号「篠栗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
今長谷委員長。

○文教厚生常任委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第18号「篠栗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が、平成30年4月1日に制度改正されることに伴い、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、本条例が引用している同法の「共同生活援助」及び「福祉ホーム」の定義に関する条項ずれに対応するものであります。

なお、本条例は、平成30年4月1日から施行されます。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。  
以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第19号「工事請負契約の締結について」〔篠栗北地区産業団地土留擁壁築造工事〕を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設常任委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第19号「工事請負契約の締結について」

本議案は、篠栗北地区産業団地土留擁壁築造工事について、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求められたものであります。

本契約は、指名競争入札により、取引にかかる消費税等を含む契約金額3億4,884万円で福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒256番地、株式会社 城戸組 代表取締役 城戸 宏治 と契約を締結するものであります。

工事概要は、篠栗北地区産業団地開発に伴う土留擁壁築造工事で、契約期間は、平成30年9月28日までであります。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第20号「工事請負契約の締結について」〔篠栗北地区産業団地1号調整池築造工事〕を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設常任委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第20号「工事請負契約の締結について」

本議案は、篠栗北地区産業団地1号調整池築造工事について、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求められたものであります。

本契約は、指名競争入札により、取引にかかる消費税等を含む契約金額1億6,956万円で、福岡県糟屋郡篠栗町大字和田913番地30 株式会社 洪本建設

代表取締役 洪本 光考 と契約を締結するものであります。

工事概要は、篠栗北地区産業団地開発に伴う 1 号調整池築造工事で、契約期間は、平成 30 年 9 月 28 日までであります。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 20 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 21 号「工事請負契約の締結について」〔篠栗北地区産業団地 2 号調整池築造工事〕を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設常任委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第 21 号「工事請負契約の締結について」

本議案は、篠栗北地区産業団地 2 号調整池築造工事について、請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、議会の議決を求められたものであります。

本契約は、指名競争入札により、取引にかかる消費税等を含む契約金額 1 億 8,219 万 6,000 円で、福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲 479 番地 1 株式会社 土屋組 代表取締役 土屋 安彦 と契約を締結するものであります。

工事概要は、篠栗北地区産業団地開発に伴う 2 号調整池築造工事で、契約期間は、平成 30 年 11 月 30 日までであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第22号「工事請負契約の締結について」〔篠栗北地区産業団地残土処分場整備工事〕を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設常任委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第22号「工事請負契約の締結について」

本議案は、篠栗北地区産業団地残土処分場整備工事について、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求められたものであります。

本契約は、指名競争入札により、取引にかかる消費税等を含む契約金額1億4,040万円で、福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒256番地 株式会社 城戸組 代表取締役 城戸 宏治 と契約を締結するものであります。

工事概要は、篠栗北地区産業団地開発に伴う残土処分場整備工事で、契約期間は、平成31年3月29日までであります。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第23号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について」を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
村瀬委員長。

○総務建設常任委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第23号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について」

本議案は、平成30年3月31日をもって、豊前広域環境施設組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数が減少するため、福岡県市町村職員退職手当組合同約を変更する必要がある、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求められたものであります。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第24号「平成29年度篠栗町一般会計補正予算（第6号）に

ついて」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第24号「平成29年度篠栗町一般会計補正予算（第6号）について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億6,813万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ102億292万8,000円とするものがあります。

歳出につきましては、議会費20万7,000円増、総務費1,905万4,000円減、民生費3,584万8,000円減、衛生費70万円減、農林水産業費1,755万5,000円減、土木費3,050万円減、消防費666万2,000円減、教育費1,185万1,000円減、諸支出金3億9,010万2,000円増。

歳入につきましては、利子割交付金215万円増、自動車取得税交付金930万円増、地方交付税1億5,876万5,000円増、国庫支出金1,046万8,000円増、県支出金2,184万6,000円減、財産収入908万7,000円減、繰入金1億4,141万4,000円増、諸収入197万5,000円増、町債2,500万円減。

繰越明許費については、個人情報保護条例関連例規整備支援事業108万円、通知カード・個人番号カード関連事務等の委任事業311万9,000円、津波黒地区水路法面防災工事4,928万5,000円を追加するものであります。

地方債では、自然災害防止事業債において、起債の限度額を9,980万円から7,480万円に減額補正するものであります。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。  
全員賛成と認めます。

よって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第25号「平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第25号「平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）について」

本議案は、平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計予算から歳入歳出それぞれ1億4,330万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億2,345万円とするものであります。

主な内容は、歳出では、共同事業拠出金を1億1,449万2,000円減額し、また、実績見込みにより保険給付費等を減額し、予算整理するものであります。

歳入では、一般会計繰入金で9,840万6,000円増額補正し、その他には、補助金・交付金の確定により予算を整理するものであります。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第26号「平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第26号「平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」

本議案は、平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算から歳入歳出それぞれ1,759万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,957万7,000円とするものであります。

主な内容は、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の確定により、1,759万6,000円を減額するもの。

歳入では、後期高齢者医療保険料を1,704万8,000円減額するものであります。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第27号「平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第27号「平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第4号）について」

本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ3億8,588万円を減額し、

予算総額を歳入歳出それぞれ3億1,180万7,000円とするものであります。

主な内容は、歳出では、篠栗北地区産業団地開発事業費3億8,588万円を減額するもの。

歳入では、一般会計繰入金2億9,141万4,000円を増額し、財産売払収入6億7,729万4,000円を減額するものであります。

繰越明許費は、篠栗北地区産業団地開発樹木伐採業務1億4,940万8,000円、篠栗北地区産業団地防災工事3,400万円、国交省用地法面改修工事設計積算業務590万1,000円であります。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第28号「平成29年度篠栗町水道事業会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第28号「平成29年度篠栗町水道事業会計補正予算（第4号）について」

本議案は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるもので、篠栗町統合型GIS構築・運用業務委託において、既決限度額に補正限度額100万5,000円を追加し、限度額を1,248万1,000円とするもので、期間は、平成29年度から平成34年度までであります。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決

いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第29号「平成30年度篠栗町一般会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第29号「平成30年度篠栗町一般会計予算について」

本議案は、平成30年度一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ93億6,905万3,000円とするものであります。

前年度当初予算に対し3億1,313万5,000円の減額となっております。

29年度予算との主な相違点は、増額要因として障がい者福祉及び児童福祉のサービスにかかる経費などの計上で、減額要因として篠栗駅東側自由通路工事費用の減少並びに道路橋梁及び河川に係る工事請負費用の減少となっております。

歳出につきましては、議会費1億836万8,000円、総務費15億2,551万5,000円、民生費32億8,446万1,000円、衛生費11億4,620万4,000円、農林水産業費1億2,165万1,000円、商工費9,305万3,000円、土木費2億7,602万5,000円、消防費4億2,295万円、教育費9億2,593万4,000円、災害復旧費750万円、公債費7億8,387万5,000円、諸支出金6億5,351万7,000円、予備費2,000万円であります。

次に、歳入につきましては、町税30億9,271万4,000円、地方譲与税6,

600万円、利子割交付金300万円、配当割交付金1,000万円、株式等譲渡所得割交付金600万円、地方消費税交付金5億円、自動車取得税交付金1,200万円、地方特例交付金1,150万円、地方交付税17億5,881万1,000円、交通安全対策特別交付金500万円、分担金及び負担金1億7,740万1,000円、使用料及び手数料1億3,659万7,000円、国庫支出金12億888万3,000円、県支出金7億2,886万円、財産収入1,168万円、寄附金500万1,000円、繰入金9億円、繰越金1億円、諸収入1億9,336万3,000円、町債4億4,224万3,000円であります。

債務負担行為につきましては、小葉山線林道開設事業において、限度額6,309万円の債務負担行為を行うもので、期間は平成30年度から平成33年度までであります。

地方債について、地方債の限度額は、臨時財政対策債のほか6事業債で、総額4億4,224万3,000円計上されております。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第30号「平成30年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第30号「平成30年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」

本議案は、平成30年度篠栗町国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ29億9,187万1,000円とするものであります。

前年度当初予算に対し20.9%の減額となっておりますが、これは、県と共同保険者となる制度改正によるもので、歳出の主なものは、保険給付費21億6,719万5,000円、国民健康保険事業費納付金7億3,461万5,000円。

歳入の主なものは、県の保険給付費等交付金22億1,150万6,000円であります。

また、一時借入金の借入最高限度額は5億円となっております。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第31号「平成30年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第31号「平成30年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」

本議案は、平成30年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,009万4,000円とするもので、対前年比で約2.2%増とするものであります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金3億8,954万円、歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料3億362万3,000円、一般会計繰入金1

億 1,646 万 3,000 円であります。

また、一時借入金の借り入れの最高限度額は 1 億円となっております。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 31 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 21、議案第 32 号「平成 30 年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第 32 号「平成 30 年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算について」

本議案は、平成 30 年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ 14 億 7,162 万 2,000 円とするものであります。

歳出の主なものは、篠栗北地区産業団地開発事業費 14 億 7,062 万 2,000 円で、歳入の主なものは、財産売払収入 6 億 5,200 万円、町債 8 億 1,860 万円であります。

地方債について、地方債の限度額は、8 億 1,860 万円とするものであります。

また、一時借入金の借入の最高額は、10 億円となっております。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

はい、7番 横山議員、反対討論から。

○議員（横山 久義） 議席番号7番、横山でございます。

本議案に反対の立場で意見を申し上げます。

私は、篠栗北地区産業団地整備事業については、大いに期待していましたが、開発事業の経験もない篠栗町が、直接事業を行うことには当初から不安を抱いていたことも事実であります。

通常の公共事業と違って開発事業は、絶対に赤字を出すことは許されません。

それゆえ、事ある度に「収支は大丈夫ですか。」と担当課長に確かめていた次第であります。

しかし、今年に入り、2月6日の臨時議会での説明で、収支に疑問を抱くようになり、この3月議会での予算審議において大幅な赤字を出す恐れがあることがわかり、このまま突き進むのではなく、一度立ちどまり、この事業の全容を検証し、責任の所在を明らかにした上で、今後の方針を決定すべきと判断した次第であります。

従って、今は検証することが優先されるべきと考え、この議案に反対をいたします。

○議長（阿部 寛治） 次に、賛成討論はございませんか。

はい、10番 松田議員。

○議員（松田 國守） 議席番号10番、松田でございます。

賛成の立場で討論をいたします。

本定例会に付議された、議案第19号から22号までの北地区産業団地整備事業に関する4件の工事請負契約と議案第27号「平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算」は、ただいま全員一致で賛成されました。

このことは議会としても、この事業が成功に導かれるよう応援しようとするという態度の証であると考えます。

確かに、これまで執行部から議会への説明が不十分であったことは否めないと思いますが、このことについて、後ほど議員全員で「篠栗北地区産業団地整備事業特別委員会」の設置に関する決議を発議し、今後の状況については、これまで以上に

詳しくタイムリー報告を受けるようとするものであります。

こうした点を考慮すると、議案第32号「平成30年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算」は、事業全体を成功に導くための平成30年度事業の執行の裏付けとなる重要な予算であります。

既に、伐採工事は急ピッチで進んでおり、早期の完成が待たれる事業であることから、本議案については、私は前面に賛成の意を表し、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（阿部 寛治） 次に、反対討論、なんでしょうか。

○議員（荒牧 泰範） 意見を。

○議長（阿部 寛治） 意見、はい、どうぞ。

○議員（荒牧 泰範） 申し訳ございません。

各議案は、単独議案ですので、今の賛成討論内の他の議案との連動部分、それから、できていない特別委員会の分は削除していただきたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、後で検討して、返事します。

反対討論はございませんか。

次に、賛成討論もございませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第22、議案第33号「平成30年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第33号「平成30年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」

本議案は、平成30年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算を第2条に定める業務の予定量に即して、収支の予定額を定めるものであります。

第3条において、収益的収入の予定額8億3,073万5,000円に対し、支出の予定額は7億8,327万円となり、4,746万5,000円の黒字予算とするものであります。

収益的支出の主なものは、流域下水道維持管理負担金 2 億 6,408 万 4,000 円、企業債利息 1 億 1,843 万 2,000 円などであります。

収益的収入の主なものは、下水道使用料 4 億 7,040 万 2,000 円、他会計負担金 1 億 4,500 万円が見込まれております。

次に、第 4 条において、資本的収入の予定額 5 億 9,600 万 1,000 円に対し、支出の予定額を 7 億 4,175 万 9,000 円とし、資本的支出額に対し不足する 1 億 4,575 万 8,000 円は、損益勘定留保資金などで補填されます。

資本的支出の主なものは、建設改良費 2 億 6,700 万円、流域下水道建設負担金 3,794 万 4,000 円、企業債償還金 4 億 3,481 万 6,000 円などであります。

資本的収入の主なものは、企業債 4 億 8,200 万円、他会計負担金 1 億 900 万円が見込まれております。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 33 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 23、議案第 34 号「平成 30 年度篠栗町水道事業会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第 34 号「平成 30 年度篠栗町水道事業会計予算について」

本議案は、平成 30 年度篠栗町水道事業会計予算を第 2 条に定める業務の予定量

に即して、収支の予定額を定めるものであります。

第3条において、収益的収入の予定額4億6,323万円に対し、支出の予定額は5億8,131万6,000円となり、1億1,808万6,000円の赤字予算とするものであります。

収益的支出の主なものは、福岡地区水道企業団受水費1億9,367万1,000円、企業債利息2,385万3,000円などであります。

収益的収入の主なものは、水道使用料4億3,171万9,000円が見込まれております。

収益的支出額に不足する1億1,808万6,000円は、繰越利益剰余金で補填されます。

次に、第4条において、資本的収入の予定額1億920万1,000円に対し、支出の予定額を2億2,024万2,000円とし、資本的支出額に対し不足する1億1,104万1,000円は、損益勘定留保資金等で補填されます。

資本的支出の主なものは、建設改良費1億2,189万4,000円、企業債償還金9,834万8,000円であります。

資本的収入の主なものは、企業債1億920万円が見込まれております。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第24号、発議第1号、「篠栗北地区産業団地整備事業特別委員会の設置に関する決議」を議題といたします。

本案は、議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います。

発議第1号について、本案に賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

なお、ただいま設置されました「篠栗北地区産業団地整備事業特別委員会」の正副委員長については、議長が指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。異議なしと認めます。

よって、議長が指名いたします。

委員長に、5番 村瀬 敬太郎 議員、副委員長に、6番 今長谷 武和 議員を指名いたします。

日程第25、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

総務建設、文教厚生、両委員長から会議規則第75条の規定により、お手元のタブレットに掲載のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、タブレットにメール送信しておりました委員会の閉会中の調査結果について、質疑等があれば受けたいと思います。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いませんか、これにご異議ありませんか。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は、全て終了いたしました。

ここで、町長何か発言することがありましたら許可いたします。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 平成30年第1回定例会の閉会にあたりご挨拶申し上げます。

長期間にわたるご審議、誠にありがとうございました。

篠栗町固定資産評価員の選任についてをはじめ人事案件3件、篠栗町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてをはじめ条例案7件、篠栗北地区産業団地整備事業に関する工事請負契約の締結について4件、福岡県市町村退職手当組合に関する規約の変更等について1件、平成29年度補正予算、平成30年度当初予算案11件の上程いたしました26議案のうち25議案につきまして、可決いただきましたことに感謝申し上げます。

議案第12号で提案いたしました「篠栗町企業立地促進条例の制定について」は、総務建設常任委員会での企業立地における奨励措置については、別途規定で定めるのではなく、条例中に表記すべきではないかとのご意見が多数を占め、継続審査となりました。

本件につきましては、執行部といたしましても、提案いたしました条例内容を慎重に検討したうえで、再度ご審議いただきたいと考えております。

何とぞよろしくお願いたします。

国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定については、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）の成立により、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を目指すこととなり、県から示された平成30年度の市町村ごとの国民健康保険事業納付金及び標準保険税率をもとに、本町における保険税率の改定を行うための本条例の一部を改正する条例の制定でございました。

被保険者の皆様においては、負担増となる改定でございましたが、制度の安定的な存続のためという趣旨のご理解をいただき、可決いただきました。

平成30年度一般会計当初予算は、前年度当初予算に対し3億1,300万円の減額となっておりますが、その主たる要因は、篠栗駅東側自由通路工事費用の減少並びに道路橋梁及び河川に係る工事請負費用の削減などでございます。

開会日での提案理由の説明の際にも申し上げましたが、平成30年度の予算編成につきましては、新たに策定されました第6次総合計画を踏まえ、限られた歳入財源を有効に利用できる事業を選定し、歳出削減に努めております。

4月1日から予算の執行にあたっては、例年同様スピード感をもって事業遂行に当たってまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いたします。

併せて、新たな行財政改革に取り組み、より効率的な行財政運営を行ってまいりたいと考えております。

「平成30年度篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算」に関しましては、予算特別委員会、また先ほどの採決時においても様々なご意見をいただきました。

これまで定例会での全員協議会等でご説明申し上げてまいりましたが、3か月ごとの説明では、その間の事業の進捗等により、経過説明が不十分となったことは、執行部として大いに反省すべき点でございます。

大変申しわけございませんでした。

ただいま、特別委員会が設置されましたので、今後はこの委員会において丁寧に説明をしてまいりたいと考えております。

何とぞよろしく願いいたします。

事業開始当初から申し上げておりますが、2021年度以降の町の発展の礎となる事業として取り組んでまいりたいと存じます。

引き続きよろしく願いいたします。

開会日に平成30年度施政方針を述べた際、議会に対する希望を盛り込みましたが、これについては、議会の独立性に立ち入るものであるとのご意見をいただきました。私といたしましては、議会におけるこれまでの先進的な取り組みを評価するとともに、より先進的な議会になっていただきたいことから積極的な予算計上を惜しまないとの思いで申し上げたつもりでございましたが、些か勇み足気味であったと反省し、議長と協議いたしまして、議事録から削除をお願いいたしましたのでご報告をいたします。

本定例会期間中の3月11日、東日本大震災から7年が経過いたしました。当日は、テレビの特別番組を観ておりましたが、改めて、地震・津波の恐ろしさ、原子力発電所の安全対策の重要性を再確認した日となりました。いまだ2,500人以上の方が行方不明であり、7万人以上の方が避難生活を余儀なくされているという現実から目を背けることなく、これからも私たちに何ができるかを考え、行動し続けなければならないと改めて感じました。今なお避難していらっしゃる被災者の皆様に一日も早く日常の生活が戻ってくることを願ってやみません。

併せて、熊本地震の被災地、或いは九州北部豪雨災害で大きな被害を被った朝倉市、東峰村の一日も早い復興を支援してまいりたいと考えております。

それで、3月末限りで定年退職される 山口茂幸税務課長、村嶋茂則住民課長、須恵町外二ヶ町清掃施設組合事務局長として尽力いただいております藤慶三参事、社会教育課カブトの森の野本克昭参事、そして福祉課の今村課長補佐におかれては、永い間の行政職員としてのお勤め大変ご苦労様でした。行政という地方自治の柱の

一翼を担っていただき、課長職階の重責を全うしていただいたことに、この場をお借りして、私からも心から感謝申し上げます。本当にありがとうございました。そして、ご苦勞様でございました。

最後に、平成30年度も新体制の下で、松田副町長と二人三脚で地方創生を具体的に実践する先進自治体となるべく行政運営に努力してまいることをお約束いたしまして、平成30年第1回定例会閉会の挨拶といたします。

長期間にわたるご審議、誠にありがとうございました。

今後とも何とぞよろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） 私からも、今年度をもって定年退職を迎えられる皆様にお礼を申し上げます。

村嶋住民課長、山口税務課長、藤参事、野本参事、今村課長補佐におかれましては、永い間、行政職員としてのお勤めご苦勞でございました。

心から感謝を申し上げますとともに、本当にありがとうございました。

本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成30年第1回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時20分



会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法  
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

阿部 寛治

---

篠栗町議会議員

村瀬 敬太郎

---

篠栗町議会議員

山田 眞士

---